

# 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回） 次第

〈日時〉 令和3年7月5日（月）

午後5時から午後7時まで

〈場所〉 小金井市役所第一会議室

1 教育委員会あいさつ

2 委員の委嘱等

3 諮問事項

4 その他

## 【配布資料】

・次第

- ・小金井市教育委員会いじめ問題対策委員名簿
- ・小金井市いじめ防止対策推進条例
- ・小金井市いじめ防止基本方針
- ・「いじめをしない・見逃さない」小金井市をめざして
- ・小金井市立小・中学校のいじめ防止等のための取組
- ・小金井市いじめ防止対策推進条例における重大事態発生時の対応
- ・小金井市いじめ防止基本方針 改定案について
- ・諮問書（写）

## 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

任 期 令和3年 4月 1日から

令和5年 3月31日まで

区分	氏名	所属等
学識経験を有する者	今城 徹	玉川大学客員教授
弁護士	坂井 愛	齋藤総合法律事務所弁護士
心理に関する専門的な知識を有する者	小林 正幸	東京学芸大学教授
福祉に関する専門的な知識を有する者	梅山 佐和	東京学芸大学講師
前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者	浅香 真知子	東京学芸大学特任准教授・医師

## 小金井市いじめ防止対策推進条例

### 前文

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性があります。それゆえ、特に学校においては、子どもたちが安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち 小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。
- 4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び背景を踏まえて行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。
- 4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。
- 3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

- 2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるい

じめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第12条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めることは、教育委員会に意見を述べることができる。

5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 第2項及び前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(小金井市いじめ問題調査委員会)

第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 3 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。
- 4 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。
- 5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 7 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（協力要請）

第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校に協力を求めることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第12条第2項の規定による対策委員会の委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

学校運営協議会委員	日額	1,500円	を
-----------	----	--------	---

」

「

学校運営協議会委員		日額	1,500円
教育委員会いじめ問題対策委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。

」

# **小金井市いじめ防止基本方針**

平成26年12月10日

小金井市

小金井市教育委員会

## 小金井市いじめ防止基本方針

### 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。

小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるよう 「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。

#### 「いじめのないまち 小金井宣言」

未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。

- こころをつなぎ 「いじめゼロ」 をめざします。
- がまんをしないで相談します、相談させます。
- ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。
- いじめをしない、させない勇気を持ちます。

小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に

連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

## 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え方理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

### (2) 児童・生徒の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童・生徒を徹底して守り通す。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童・生徒主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発言を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応に取り組む。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国といじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という校風の醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携協力

イ 早期発見

- (ア) 児童・生徒の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童・生徒の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- (ウ) いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- (エ) いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導
- (カ) 関係児童・生徒及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする取

## 組

- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- (コ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

## エ 重大事態への対処

- (ア) いじめられた児童・生徒の安全の確保
- (イ) いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- (オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は関係機関が行う調査への協力
- (カ) 重大事態発生について教育委員会への報告
- (キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

## 6 市・教育委員会における取組

### (1) いじめの防止等のための組織づくり

#### ア 小金井市健全育成推進協議会の活用

いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係機関」という。）の連携を図るため、小金井市健全育成推進協議会を活用する。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) 地域社会又は学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項
- (イ) 関係機関の連携に関する事項
- (ウ) その他、いじめの防止等のための対策に関する事項

#### イ 小金井市いじめ問題対策支援チームの活用

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようするため、小金井市いじめ問題対策支援チームを活用する。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための調査研究に関する事項
- (イ) 学校におけるいじめ対策に関する事項

(ウ) 学校において重大事態が発生した場合における調査に関する事項

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童・生徒及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童・生徒、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童・生徒、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

#### (4) 重大事態への対応

##### ア 支援及び調査と情報の提供

教育委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して適切に提供する。

##### イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

## 7 その他

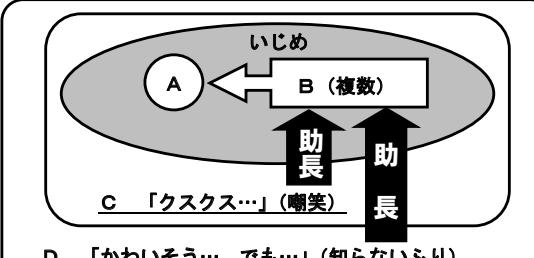
市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

# 学校と家庭と地域で子どもをいじめから守り「いじめをしない・見逃さない」小金井市をめざします。

## いじめは基本的人権の侵害

仲間はずし、身体への攻撃、いやがることをする（させる）など、一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手に深刻な苦痛を与えるのがいじめです。いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権問題です。

### 「いじめ」の構造



D 「かわいそう…、でも…」(知らないふり)  
教師・保護者・地域（大人からは見えにくい状況）

- A : いじめられている児童・生徒（主に一人）
- B : いじめている児童・生徒（複数が多い）
- C : 実際に手出しじゃないが、見てはやし立てる児童・生徒
- D : 「かかわりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、見て見ぬふりする児童・生徒
- CやDの立場の児童・生徒がいじめを助長しています。この立場の児童・生徒もいじめに加担しているという自覚をもたせることが大切です。

## 早期発見（いじめ発見のチェックシート）

- 1 表情・態度
  - 笑顔がなく、沈んでいる。 視線をそらし、合わそうとしない。
  - 感情の起伏が激しい。 いつも一人ぼっちである。 等
- 2 身体・服装
  - 身体に原因が不明の傷などがある。 顔色が悪く、活気がない。
  - シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 等
- 3 持ち物・金銭
  - ノートや教科書に落書きがある。 作品や掲示物にいたずらされる。
  - 鞄や筆箱等が隠される。 必要以上のお金を持っている。 等
- 4 言葉・言動
  - 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 忘れ物が急に多くなる。
  - いつも人の嫌がる仕事をしている。 家から金品を持ち出す。 等
- 5 遊び・友人関係
  - 遊びの中で、鬼ごっこなどの特定の役割をさせられている。
  - 笑われたり冷やかされたりする。 よくけんかをする。
- 6 教職員との関係
  - 教職員と目を合わせない。 教職員と関わろうとせず、避ける。 等  
(いじめ総合対策【第2次】平成29年2月東京都教育委員会より)

## 小金井市いじめ防止対策推進条例に基づいたいじめ防止等のための対策の推進

いじめ防止対策推進法  
(平成25年施行)

東京都いじめ防止対策  
推進条例  
(平成26年施行)

教育委員会  
・小金井市いじめ防  
止基本方針の策定  
・学校への支援

学校  
・学校いじめ防  
止基本方針の策定  
・児童・生徒に対す  
る指導

### 小金井市いじめ防止対策推進条例

(令和3年4月1日施行)

◎目的：いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進

◎いじめ防止等のための対策を行う市、学校及び学校の教職員、保護者、市民等の責務の明確化

◎小金井市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針の策定

◎条例で定めたいじめ防止等のための組織体制

#### 小金井市いじめ問題対策連絡協議会

- ★いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図る。
- ★学校、教育委員会、小金井市、児童相談所、警察署、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成地区委員会、PTA連合会により構成

#### 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会

- ★基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う。
- ★法28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ★学識経験を有する者、弁護士、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、そのほか教育委員会が必要と認める者により構成

#### 小金井市いじめ問題調査委員会

- ★教育委員会又は学校が行った法第28条調査の結果について、再調査を行い、その結果を市長に答申する。
- 市長は市議会に報告する。
- ★学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成

## いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組

教育委員会 → 学校  
指導・助言・支援

学校いじめ対策委員会  
全公立学校に設置

いじめ防止対策推進法22条に基づき学校に配置される組織

生活指導部会  
特別支援教育  
部会  
教育相談部会

・いじめに關する対応方針の策定と役割分担  
・学校サポートチーム会議の実施  
・SCによる面接の計画・実施  
・いじめの実態把握アンケートの計画・実施 等

スクールカウンセラー (SC)

全教職員  
組織的対応

支援

地域・関係機関

学校サポートチーム  
全公立学校に設置

保護者、学校医、民生・児童委員、主任児童  
委員、保護司、子ども家庭支援センター職員、  
児童相談所、児童福祉司、警察職員 等

自治体福祉関  
係部署  
児童相談所  
子ども家庭支  
援センター

医療機関

NPO・民間支  
援機関 等

スクールソーシャルワーカー (SSW)

支援

児童・生徒 保護者（家庭）

## 小金井市立小・中学校のいじめ防止等のための主な取組

### 1 いじめ防止等のための方針及び組織体制

- ・学校いじめ防止基本方針の制定、学校ホームページによる公開
- ・学校いじめ対策委員会等のいじめ防止等のための組織を設置し、定期的に開催、組織的に対応

### 2 全校が行っているいじめ防止等のための主な取組

- ・年に3回以上のいじめに関する研修会（いじめの定義、いじめの事例、いじめへの対応、いじめを生まない環境づくり、教員の人権感覚の高揚など）の実施
- ・年に3回以上のいじめに関する授業（いじめ防止の意識、個性の理解、望ましい人間関係、規範意識など）の実施
- ・年に3回以上のいじめに関するアンケートの実施
- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小学5年生・中学1年生を対象）
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・保護者、地域、関係機関との連携
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連携、情報共有
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談機関等の周知
- ・全児童・生徒に対する小金井市いじめ防止対策推進条例リーフレットの配布及び授業での活用

### 3 各校で行っているいじめ防止等のための主な取組

- ・あいさつ運動の実施
- ・情報モラル教育（インターネットによるいじめへの対策）の実施
- ・生活アンケート、WEB QUの実施
- ・児童・生徒によるスローガン、ポスター、標語等の作成
- ・児童・生徒が自らいじめについて考え、いじめ防止を訴えるような取組の設定
- ・定期的な生活指導夕会の実施

# 小金井市いじめ防止対策推進条例における重大事態発生時の対応

## (1) 重大事態発生の判断

重大事態とは次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第28条第1項

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

### 【重大事態として想定される内容】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ② 心身に重大な被害を負った場合

＜例＞

- リストカットなどの自傷行為を行った。  暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。  殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。  嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

- ③ 金品等に重大な被害を被った場合

- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ⑤ 相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※上記について、加害者・被害者が係争している場合を含む。

## (2) 重大事態に対する調査の動き（小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会による調査の進行は委員長が行う）

### 重大ないじめ事案の発生



### 学校から教育委員会（事務局）へいじめ事案の報告



### 教育委員会による重大事態発生の判断



### 教育委員会より調査の要請



#### 【第1回】

- 重大事態の認知と調査委員の分担

(法的視点・医療的視点・心理的視点、保護者対応、関係機関との連携等)

- 調査のための委員会の開催日程の調整



委員、専門調査員による調査、学校への指導・助言

#### 【第2回】

- 各調査委員から調査の進捗状況を報告

- 調査報告書のまとめ方について確認



各調査委員による調査、学校への指導・助言、委員長による調査報告書の作成

#### 【第3回】

- 調査報告書の最終確認・提出



※3回以上の開催が必要な場合は、委員長の呼びかけにより開催する。

### 教育委員会へ調査結果の報告

### (3) 調査の内容と方法

#### ①被害児童・生徒からの聴き取りが可能な場合

被害児童・生徒から十分に聴き取りを行うとともに、原則として、在籍する児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

#### ②被害児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ア 被害児童・生徒の入院や死亡などで聴き取りが不可能な場合は、当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- イ 調査方法は、原則として、在籍児童・生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

### 【事実関係を明確にするための調査項目（例）】

<input type="checkbox"/> いつ（いつ頃から）
<input type="checkbox"/> 誰から行われ
<input type="checkbox"/> どのような態様であったか
<input type="checkbox"/> いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか
<input type="checkbox"/> 学校・教職員がどのように対応したか

### (4) 調査報告書（書式例）

小金井市教育委員会 教育長 大熊 雅士 殿	令和 年 月 日
小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会 委員長 ○○ ○○	
<b>○○に関する調査報告書</b>	
<b>【記載内容】</b> 第1章 はじめに（調査における委員会の役割） 第2章 部会（調査のための委員会設置の経緯） 第3章 事実（被害者、加害者、学校の関わり） 第4章 検証（いじめと重大事態の因果関係） 第5章 提言（再発防止に係る取組）	
<b>【書式について】</b> <input type="radio"/> A4判縦 <input type="radio"/> 図の使用可 <input type="radio"/> 本文は、横書きで記述 <input type="radio"/> 明朝体を使用 <input type="radio"/> 本文は10.5ポイント <input type="radio"/> 余白は、上下左右2cm	

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会 資料

小金井市いじめ防止基本方針 改訂案について

令和3年7月5日

現行	改訂案	備考
<p>1 基本方針策定の意義</p> <p>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</p> <p>「いじめのないまち 小金井宣言」</p> <p>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。</li> <li>一 がまんをしないで相談します、相談させます。</li> <li>一 ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。</li> <li>一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。</li> </ul> <p>小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、全力で取り組むことを誓います。</p> <p>平成24年10月1日</p> <p>小金井市 小金井市教育委員会</p>	<p>1 基本方針策定の意義</p> <p>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ことができることを目指して取り組むことが重要である。</p> <p>「いじめのないまち 小金井宣言」</p> <p>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。</li> <li>一 がまんをしないで相談します、相談させます。</li> <li>一 ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。</li> <li>一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。</li> </ul> <p>小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、全力で取り組むことを誓います。</p> <p>平成24年10月1日</p> <p>小金井市 小金井市教育委員会</p>	

現行	改訂案	備考
<p>小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。</p>	<p>小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、<u>小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）</u>等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。</p>	<p>小金井市いじめ防止対策推進条例を追加しました。</p>
<p><b>2 いじめの定義</b></p> <p>この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（<u>インターネットを通じて行われるもの</u>を含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p><b>2 いじめの定義</b></p> <p>この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（<u>インターネットを通じて行われるもの</u>を含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p>文言を修正しました。</p>
<p><b>3 いじめの禁止</b></p> <p>いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。</p> <p>いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児</p>	<p><b>3 省略</b></p>	

現行	改訂案	備考
<p>児童・生徒はいじめを行ってはならない。</p> <p>4 いじめ問題への基本的な考え方      いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。</p> <p>(1) いじめを生まない、許さない学校づくり      ア いじめに関する児童・生徒の理解を深める。      児童・生徒がいじめについて深く考え方理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。</p> <p>(2) 児童・生徒の保護の徹底と主体的な取組への支援      ア いじめられた児童・生徒を徹底して守り通す。      いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。</p> <p>イ 児童・生徒主体の取組を支える。      学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知つていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発言を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。</p>	<p>4 いじめ問題への基本的な考え方      省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童・生徒の保護の徹底と主体的な取組への支援      ア 省略</p> <p>イ 省略</p>	

現行	改訂案	備考
(3) 教員の指導力の向上と組織的対応 ア 学校一丸となって取り組む。  いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に <u>頼るだけ</u> でなく、学校全体による組織的な <u>対応</u> に取り組む。	ウ いじめの再発防止に努める。  <u>いじめを行った児童・生徒に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。</u>	条例で定めた加害児童・生徒への支援について加えました。
(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組 ア 地域社会総掛かりで取り組む。  いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、 <u>関係機関</u> と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。  保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。	(3) 教員の指導力の向上と組織的対応 ア 学校一丸となって取り組む。  いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に <u>任せることなく</u> 、学校全体による組織的な <u>取組</u> により <u>解決を図る</u> 。	都の基本方針と同じ表現にしました。
5 学校における取組 (1) 学校いじめ防止基本方針の策定  学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、東	(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組 ア 地域社会総掛かりで取り組む。  いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、 <u>関係機関、市立小中学校以外の学校</u> と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。  保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。	条例で市立小中学校以外の学校への協力要請を定めましたので追加しました。
5 学校における取組 (1) 省略		

現行	改訂案	備考
<p>京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。</p> <p>(2) 組織等の設置</p> <p>ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。</p> <p>イ 重大事態が発生した場合には、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>学校は、<u>関係機関</u>と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。</p> <p>ア 未然防止</p> <p>(ア) 「いじめは絶対に許されない。」という<u>校風</u>の醸成</p> <p>(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成</p> <p>(ウ) 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進</p> <p>(エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上</p> <p>(オ) 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進</p> <p>(カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な<u>連携協力</u></p>	<p>(2) 組織等の設置</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 重大事態が発生した場合には、<u>学校及び学校設置者</u>は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p> <p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組</p> <p>学校は、<u>市、教育委員会及び関係機関</u>と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。</p> <p>ア 未然防止</p> <p>(ア) 「いじめは絶対に許されない。」という<u>雰囲気の学校全体への醸成</u></p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) 省略</p> <p>(オ) 省略</p> <p>(カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な<u>連携・協力</u></p>	<p>主語を明確にしました。</p> <p>市、教育委員会を追加しました。</p> <p>都の基本方針と同じ表現にしました。</p> <p>都の基本方針と同じ表現にしました。</p>

現行	改訂案	備考
<p>イ 早期発見</p> <p>(ア) 児童・生徒の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察</p> <p>(イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備</p> <p>(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童・生徒の面談等による相談体制の整備</p> <p>(エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有</p> <p>ウ 早期対応</p> <p>(ア) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応</p> <p>(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認</p> <p>(ウ) いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保</p> <p>(エ) いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</p> <p>(オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導</p> <p>(カ) 関係児童・生徒及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催</p> <p>(キ) いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする取組</p> <p>(ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言</p> <p>(ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有</p> <p>(コ) 関係機関、専門家等との相談・連携</p> <p>(サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携</p>	<p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p>	

現行	改訂案	備考
<p>エ 重大事態への対処</p> <p>(ア) いじめられた児童・生徒の安全の確保</p> <p>(イ) いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</p> <p>(ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携</p> <p>(エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携</p> <p>(オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は<u>関係機関</u>が行う調査への協力</p> <p>(カ) 重大事態発生について教育委員会への報告</p> <p>(キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力</p>	<p>エ 重大事態への対処</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>(エ) 省略</p> <p>(オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は<u>小金井市いじめ問題対策委員会</u>が行う調査への協力</p> <p>(カ) 省略</p> <p>(キ) 省略</p>	<p>重大事態の調査は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行うので、変更しました。</p>
<p>6 市・教育委員会における取組</p> <p>(1) いじめの防止等のための組織づくり</p> <p>ア <u>小金井市健全育成推進協議会の活用</u> いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「<u>関係機関</u>」という。）の連携を図るため、<u>小金井市健全育成推進協議会</u>を活用する。主な所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>地域社会又は学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項</u></p> <p>(イ) <u>関係機関の連携に関する事項</u></p> <p>(ウ) <u>その他、いじめの防止等のための対策に関する事項</u></p> <p>イ <u>小金井市いじめ問題対策支援チームの活用</u> 教育委員会は、<u>いじめの防止等のための対策を実効的に行うように</u>するため、<u>小金井市いじめ問題対策支援チーム</u>を活用する。主な所掌事項は次</p>	<p>6 市・教育委員会における取組</p> <p>(1) いじめの防止等のための組織づくり</p> <p>ア <u>小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置</u> 市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「<u>小金井市いじめ問題対策連絡協議会</u>」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>いじめの防止等のための対策の推進に関する事項</u></p> <p>(イ) <u>いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項</u></p> <p>(ウ) <u>その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</u></p> <p>イ <u>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置</u> 教育委員会は、<u>小金井市いじめ問題対策連絡協議会</u>との円滑な連携の下に、<u>いじめの防止等のた</u></p>	<p>条例で定めた小金井市いじめ問題対策連絡協議会について記載しました。所掌事項は条例の表現に合わせました。</p> <p>条例で定めた小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会について記載しました。所掌事項を都の基本</p>

現行	改訂案	備考
<p>のとおりとする。</p> <p>(ア) いじめの防止等のための<u>調査研究</u>に関する事項</p> <p>(イ) 学校におけるいじめ対策に関する事項</p> <p>(ウ) 学校において重大事態が発生した場合における<u>調査</u>に関する事項</p>	<p>めの対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識等を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア) いじめの防止等のための<u>調査研究等、専門的見地からの審議</u>に関する事項</p> <p>(イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項</p> <p>(ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための<u>調査</u>に関する事項</p> <p>ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。</p>	方針を参考に修正しました。
<p>(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底</p> <p>教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。</p>	(2) 省略	条例で定めた小金井市いじめ問題調査委員会について記載しました。
<p>(3) いじめの防止等に関する取組</p> <p>ア 相談体制の整備と周知</p> <p>児童・生徒及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保</p>	<p>(3) いじめの防止等に関する取組</p> <p>ア 省略</p>	

現行	改訂案	備考
<p>し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童・生徒、保護者及び市民に周知する。</p> <p>イ 関係機関との情報共有や連携 警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等の<u>関係機関</u>と情報共有や連携を図る。</p> <p>ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等 教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。</p> <p>エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。</p> <p>オ 啓発活動 いじめの防止等に向けて、児童・生徒、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。</p> <p>カ いじめの防止等のための調査研究の実施 6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活</p>	<p>イ 関係機関との情報共有や連携 警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、<u>市立小中学校以外の学校等の関係機関</u>と情報共有や連携を図る。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p>	<p>条例で市立小中学校以外の学校への協力要請を定めましたので追加しました。</p>

現行	改訂案	備考
<p>指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。</p> <p>(4) 重大事態への対応</p> <p>ア 支援及び調査と情報の提供</p> <p>教育委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して適切に提供する。</p> <p>イ 報告及び再調査</p> <p>学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。</p>	<p>(4) 重大事態への対応</p> <p>ア 支援及び調査と情報の提供</p> <p>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して適切に提供する。</p> <p>イ 省略</p>	<p>重大事態の調査は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行うので、変更しました。</p>
<p>7 その他</p> <p>市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。</p>	<p>7 省略</p>	

小教学指発第163号

令和3年7月5日

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会

委員長 小林 正幸 様

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

### いじめの防止等のための対策の推進について（諮問）

小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第3項の規定に基づき、下記事項について貴委員会のご意見、ご見解等を賜りたく、諮問いたします。

記

#### 1 諮問事項

小金井市いじめ防止基本方針について

#### 2 諒問理由

小金井市では、小金井市いじめ防止基本方針を平成26年12月10日に策定し、いじめの防止等の対策の推進を行ってきましたが、令和3年4月1日に小金井市いじめ防止対策推進条例が施行されたことに伴い、改めて小金井市いじめ防止基本方針の検討を行うため。